

CASプログラム受講条件書

第1条（適用範囲）

（1）株式会社ジェイティービー（以下「当社という」）が受講希望者との間で締結するキャリア開発を目的とした当社オリジナル研修（CASプログラム）（以下「CASプログラム研修」という）

に関する契約（以下「プログラム契約」という）はこの条件書の定めるところによります。条件書に定めのない事項については、関係法令又は一般監修によります。

（2）当社が法令に反しない範囲で書面により、受講希望者との間で個別特約を結んだ場合は、前項の規定にかかわらず、その特約が条件書に優先します。

第2条（契約の申込み）

プログラム契約の申込みとは、受講希望者が条件書に基づき、所定の「プログラム申込書」を記入、提出することをいいます。

第3条（契約の成立）

プログラム契約は、当社が前条に基づく受講希望者の申込み内容を確認し、当社が承諾した時に成立するものとします。

当社が申込みを承諾した受講希望者を以下、「受講者」といいます。

第4条（拒否事由）

当社は、受講希望者より条件書に基づくプログラム契約の申込みがあった場合、次に定める事由の一つ、あるいは複数認められる場合は、申込みをお断りする場合があります。

（1）受講希望者が希望する日程及び場所について、ファシリテーター、パネラーの手配が出来ずプログラム開催が不可能と判断した場合。

（2）受講希望者が申込み内容に虚偽あるいは重大な漏えいがあると判断した場合。

（3）その他、当社がプログラム受講に不相当と判断した場合。

第5条（CASプログラムの内容）

プログラム契約に基づき、当社がCASプログラム受講者への提供するサービスは以下のとおりです。

（1）当社オリジナルワークブック（一人一冊）配布

（2）CASプログラム研修の実施

事前学習

パネルディスカッション

発展学習

上記3単位

- (3) 事前打合せのための専任担当者の派遣
- (4) 研修におけるファシリテーターの派遣
- (5) 研修におけるパネルディスカッションパネラーの派遣

第6条(CASプログラムの料金)

(1) 研修受講料金(以下「料金」という)は受講者の人数及びファシリテーター派遣人数に応じて当社が定める料金表によります。

なお、当該料金には税込表示がある場合を除き、別途消費税(地方消費税含む)がかかります。

(2) 料金に含まれるものは以下のとおりです。

オリジナルワークブック(一人一冊配布)

ファシリテーター派遣費用

パネルディスカッションパネラー派遣費用

専任コーディネーター打合せ派遣費用

上記 ~ に関わる交通費、宿泊費などの旅費

キャリア開発を目的とした当社オリジナル研修参加費用

(3) 料金に含まれないものは以下のとおりです。

CASプログラム研修の会場費

CASプログラム研修で使用されるスクリーン、マイク代

第7条(料金の支払い)

前条に関わる料金について、当社が指定する期日までに指定の口座に振込み、又は所定の方法で入金するものとします。

第8条(契約の取消及び変更)

受講者の都合により申込み後に取消をする場合、当社は以下の取消料を申し受けます。

(1) CASプログラムすべてかつ受講者全員の取消の場合

実施日の2か月前まで・・・・・・・・・・無料

実施日の2か月前～当日まで・・・・・・・・50%

実施日当日・・・・・・・・・・・・・・・・100%

(2) CASプログラムのすべてかつ減員した場合の一人当たり(受講者201名以上の場合)

ワークブック発送前・・・・・・・・・・無料

ワークブック発送後・・・・・・・・・・一人800円

(ワークブック発送は通常、実施日の2週間前になります)

(3) 受講者が 2 0 0 名以下の場合には代金総額提示のため、減員した際の取消料は考慮しません。

(4) 実施日程変更の場合は取消料なく実施日の変更をいたします。ただし、諸事情により変更できない場合はその限りではありません。

第 9 条 (当社による解約)

(1) 受講者に次に定める事由が一つでも生じた場合は、当社は通知催告せずにプログラム契約を解除できることとします。

当社指定期日までに第 7 条に定める代金を支払わなかった場合。

当社に届け出た情報に虚偽あるいは、重大な遺漏があることが判明した場合。

本条件書に違反した場合。

所在不明、又は 1 か月以上にわたり連絡不能となった場合。

暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体又は、その関係者、その他反社会的勢力であることが判明した場合。

その他やむを得ない事由があると当社が判断した場合。

(2) 前項に基づき、当社が本条件書に基づくプログラム契約を解約した場合に受講者もしくはその関係者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第 1 0 条 (損害賠償)

(1) 当社は、当社の責に帰すことのできない事由により受講者又は第三者が何らかの損害を受けた場合、その責任は負いません。

(2) いかなる場合であれ、当社から受講者への損害賠償の上限は、契約した研修受講料となります。

(3) 受講者は、当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

第 1 1 条 (販売業務委託)

(1) 当社は以下の会社に販売の委託をいたします。ただし、プログラム契約は当社と受講者との間で成立するものとします。

株式会社 J T B 北海道

株式会社 J T B 東北

株式会社 J T B 関東

株式会社 J T B コーポレートセールス

株式会社 J T B 中部

株式会社 J T B 西日本

株式会社 J T B 中国四国

株式会社 J T B 九州

以上 8 社

(2) 当社が販売業務委託する内容は以下のとおりになります。

プログラム内容の説明及び案内業務

受講希望者とのプログラム契約締結の代行業務

プログラム契約に伴い、その代金の集金業務

第 1 2 条 (免責事項)

(1) 当社は天変地異・戦争・暴動・内乱・その他の社会的事変、法令の制定・改変、政府による命令・処分・指導等の公権力の行使等、当社の責によらない事由による本条件書の全部又は一部の履行遅延もしくは履行不能については一切その責任を負いません。

(2) 受講者は、C A S プログラム研修を利用して行ったすべての行為 (不作為を含む) ならびにその結果については、自己責任を負うものとします。また、本サービスの利用により、当社もしくは第三者に対して損害を与えた場合、又は紛争が生じた場合、受講者自身の費用と責任でこれを解決するものとします。

(3) 当社は、C A S プログラム研修を提供するにあたり、正確な情報を提供すべく最前の努力を行いますが、その完全性、正確性、適用可能性、信頼性、有用性等に関して、それを保証するものではなく、一切の責任を負いません。

第 1 3 条 (個人情報の取扱)

(1) 当社は、個人情報保護法及び関連するその他の法令・規範を遵守するとともに、受講者の同意のもとに得た個人データ等の守秘されるべき情報について、個人情報保護法に基づき適切に取り扱うものといたします。

(2) 当社は、提出された個人情報についてプログラムの運営管理、統計資料作成の目的以外には使用いたしません。

(3) 当社は、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者へ提供することは一切行いません。なお、業務を第三者に再委託する場合は、当該再委託先に対して必要な調査を行った上、秘密を保持させるために適切な監督を行うものとします。

第 1 4 条 (知的財産権)

本条件書に基づく契約履行に伴い、当社が提供する C A S プログラムの著作物等の知的財産については当社もしくは株式会社マイナビ又はその両社に帰属するものであり、無断での使用、複写、転写はできません。

第15条（管轄裁判所）

本条件書に関する訴訟及びその他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（条件書の変更）

当社は本条件書を変更することがあります。この場合、受講者との契約内容は、本条件書の変更内容が告知されたときに、それに従い変更されるものとします。

第17条（適用期日）

本条件書の内容は2014年7月1日より適用いたします。